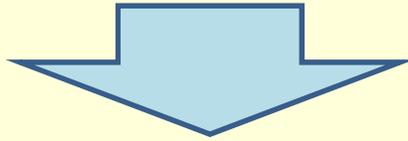


事業主の皆様へ

## 両立支援等助成金(事業所内保育施設コース)は 平成28年度4月以降新規受付を停止しています

これから事業所内保育施設の設置・運営を予定している場合は…



### 子ども・子育て支援新制度に基づく 「企業主導型保育事業」により助成しています

- ▶ 運営費及び施設整備費の一部を助成します。
- ▶ 本事業の助成対象となるのは、平成28年度以降、新たに保育施設を設置する場合や既存施設に新規受入枠(定員)を設けた場合の当該増加分となります。

詳細は内閣府ホームページでご確認ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/links/index.html>

「企業主導型保育事業」に関するお問い合わせ先

制度に関すること：内閣府子ども・子育て本部 ☎03-6257-1697

助成金の申請に関すること：公益財団法人 児童育成協会 ☎03-5766-3801

#### <両立支援等助成金(事業所内保育施設コース)の対象となる事業主>

両立支援等助成金(事業所内保育施設コース)の対象となるのは、平成28年3月31日までに認定申請を行った事業主です。

- ▶ すでに本助成金を受給している事業主の方については、今後も引き続き支給されます。(設置費及び増築費の2回払いのうちの2回目の支給、運営費の支給)  
運営費について運営開始から10年間の支給されます。



厚生労働省・都道府県労働局雇用環境・均等部(室)